

大口町告示第109号

大口町公共工事の前金払取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町公共工事の前金払取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町公共工事の前金払取扱要綱（平成14年大口町告示第98号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 6 前金払を受けようとする者が、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、大口町が認めた措置を講じているときは、第1項及び第4項の規定による当該保証証書は寄託されたものとみなす。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町公共工事の前金払取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(支払い)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>前金払を受けようとする者が、電磁的方</u> <u>法であって、当該保証契約の相手方たる保</u> <u>証事業会社が定め、大口町が認めた措置を</u> <u>講じているときは、第1項及び第4項の規</u> <u>定による当該保証証書は寄託されたものと</u> <u>みなす。</u></p>	<p>(支払い)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～5 略</p>